盛岡市歴史文化施設の名称及び管理運営について

平成22年2月15日 教 育 委 員 会

盛岡市歴史文化施設整備事業については、平成20年度から建築工事を、平成21年度から展示等の製作業務をすすめているところである。平成23年度の開館に向け、平成22年度中に指定管理者の選定を行うため、施設の設置及び管理に関し条例に定める必要があることから、市議会3月定例会において「盛岡市歴史文化館条例」を制定し、施設の名称及び管理運営の内容を定めようとするものである。

施設の名称及び管理運営の概要は、次のとおりである。

1 名称について

名称については公募を行い,歴史文化施設懇談会の選考を経て,次の名称を最終選考 した。

(1) 名称

「もりおか歴史文化館」

【理由】 ・「歴史」「文化」の文言が入っており、施設の内容を端的に表している。

- 言いやすく、親しみのある名称である。
- ・「もりおか(盛岡)歴史文化館」は応募が5件あり、一番多かった。
- ・盛岡をひらがな表記することにより、柔らかなイメージとなる。

(2) 募集の状況

ア 募集期間 平成22年1月4日~18日

イ 募集条件 名称に「盛岡」「もりおか」を入れること。

ウ 応募総数 県内外の53人から延べ143件

(3) 選考の状況

平成22年1月22日(金)に開催された歴史文化施設懇談会において,各委員の推薦により13件を選び、さらにその中から懇談会として次の4件を選考した。

①盛岡歴史文化館、もりおか歴史文化館

②もりおか城跡歴史博物館

③盛岡歴史資料館

④盛岡歴史ミュージアム

2 管理運営の概要

(1) 管理及び運営

- ア 指定管理者に行わせるものとする。
- イ 最初の指定期間において利用料金制は採用しないが、次期更新時においては採用

するものとする。

(2) 入館料及び使用料

- ア 入館料は、徴収しない。
- イ 歴史展示室又は企画展示室を使用しようとする者から次表の使用料を徴収する。

区 分		個人使用料	団体使用料
		(1人1回につ	(1人1回につ
	2. 平成 20 年度中心取得工作	き)	き)
歷史展示室	一般	300円	240円
	高等学校生徒	200円	160円
	中学校生徒及び小学校児童	100円	80円
企画展示室		展示を行うのに要した費用を勘案し	
		て, その都度市長が定める額	

備考 団体使用料は、20人以上の団体で責任者のあるものについて適用する。

ウ 市の区域内に住所を有する中学校生徒及び小学校児童並びに市の区域外に住所を 有する者で市の区域内にある中学校(北陵中学校を含む。)及び小学校(月が丘小学 校を含む。)に就学しているものの使用料は、免除する。

(3) 条例施行期日

教育委員会規則で定める日とする。ただし、指定管理者の指定の手続等は、この条 例の施行の日前においても行うことができることとする。

元共の東海 (

イ 原集条件 名称に「延回」「もりおか」を入れ ウ ご集を書 「現在化のはしゃこだったのか

平4K22年1月22日(金)に開催された歴史文化施設和政会において、各事員の日

①整例原史文化制、もりおか歴史文化制 ②もりまた始級歴史博物語

▼ A.G.ー下 2 沿温回電台 開発を実施の取出

会議び支配者(1) で 対策を発着に行わせるものとする。